

下松市長

國井益雄様

要望書

(令和4年度)

下松市自治会連合会

要 望 書

令和4年11月22日

下松市長
國井 益雄 様

下松市自治会連合会
会長 田中 豊



國井市長におかれましては、市政発展のためにご尽力されていることに対し深く敬意を表しますとともに、自治会連合会の活動に、平素よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自治会は、地域住民と行政をつなぎ、地域の課題を解決する取り組みをはじめ、防災、防犯、交通安全、環境美化や、子どもたちの見守り、高齢者の生活支援、住民交流のイベント開催など多岐にわたり地域コミュニティの形成に欠くことのできない組織であると考えます。

この度、自治会連合会の主要な取り組みである「地域の課題解決」という観点から、「令和4年度市政に対する要望」を取りまとめましたので、各要望事項について、その意図するところをしっかりと受け止めていただき、今後の市政において反映していただくようお願い申し上げます。

また、令和3年度までに要望申し上げた項目についても、引き続き取り組みをお願い申し上げます。

1. 市との「協働によるまちづくり」について

(1) 組織活動・地域活動に対する支援の充実（継続）

自治会は、地域リーダーの確保や未加入対策、会員の高齢化等様々な課題を抱える中、多岐にわたる活動が要求され、運営に携わる役員の負担が大きくなっており、行政サービスの補助として担う自治会機能の限界等について、改革しなければ自治会が機能しなくなるまで来ています。

自治会は、まちづくりに重要な役割を担っており、活動を継続していくことが大切であり、併せて、時代に求められる活動を進めていかなければなりません。行政としての最大限の支援をお願いします。

また、地域活動を行う上で、現行の自治会活動助成金は貴重な財源となっています。引き続き現行制度を維持していただくとともに助成金の増額をお願いします。

(2) 「市長と地域の井戸端会議」の継続開催（継続）

令和元年に、地域の実情に応じたテーマを設定し、地域住民と積極的に意見を交わし、施策に反映するための機会として「市長と地域の井戸端会議」を開催されました。「協働のまちづくり」を進めていく上で有効な会議と考えていますので継続して開催されますようお願いいたします。

(3) 地域担当職員制度導入について（継続）

住民自らが地域課題を解決できるように地域コミュニティと行政が協力し合う仕組みの一環として、地域と行政のつなぎ役である地域担当職員の設置に当たっては、該当地区と十分協議をしていただきますようお願いいたします。

2. 生活環境について

(1) 野良犬・野良猫および獣害（猪、猿、熊）対策について

本年度も各地区から要望が提出されています。特に、野良犬・野良猫については、令和2年6月に動物愛護管理法が改正されました。生活環境被害の防止や適性飼養の観点から、所有者のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者のいない子犬及び子猫の発生防止の取り組みを推進する等具体的な内容となっています。関係機関・関係地区と連携し、獣害対策も含め積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

（旗岡、久保、中村、笠戸島継続）

(2) 雑草対策・樹木の伐採について

各地区から別紙のとおり要望が出ています。該当地区と協議し、対応をお願いします。

(3) 高齢化対策・福祉について

①高齢者等のごみ出し支援について（継続）

高齢化が進み（要介護者・独居者含む）、ごみ出しが体力的に困難でありながら必要な支援が受けられない高齢者等が益々増えていくことが懸念されます。自治会単独では解決が困難と考えます。行政として、高齢化社会に対応できるよう施策を検討していただきますようお願いします。

（中央、中村、東陽）

②移動支援について

高齢化や過疎化で、買い物や通院等の移動手段の確保が難しくなりつつあります。移動機会の減少は日常生活を不便にするだけでなく社会参加の機会を失わせ、地域全体の不

活性化に繋がりがかねません。移動手段がない地域で暮らす高齢者は自家用車を運転せざるを得ず、免許を返納したくてもできないなどの問題が生じています。地域の実情に応じて移動手段を確保していただきますようお願いいたします。

(久保、中央)

(4) 空き家対策について (継続)

空き家、空き地が適切に維持管理されていない状況は、建物としての危険性が高まるだけでなく、雑草やごみの不法投棄など環境面でも問題を抱えています。引き続き所有者に対してこうした状況を改善するよう指導をお願いいたします。

(西、久保)

(5) 情報過疎地域の解消について (継続)

インターネット回線の主流になっています光回線の未整備地区では、情報通信環境の格差が生じています。情報通信技術の進展により、インターネット回線自体が社会インフラとして、その役割が益々重要となっています。情報通信環境の格差の是正に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(笠戸島、米川)

(6) 環境衛生について

ごみステーション設置(取り換えも含む)に補助金を出していただくようお願いいたします。(豊井)

(7) 公園の設置について

ひらた望町周辺は年々戸数が増えており、特に若い世代が増加しています。しかし子どもたちが遊ぶ場所がなく、主に近くの道路で遊んでいます。昔は近くに児童公園があり子どもが遊んでいましたが、県道大通り線の開通により児童公園はなくなりました。現在この地区には田畑が残っており、用地が確保できるうちに公園の設置をお願いいたします。(末武)

3. 安全安心の確保

(1) 防災関係について

①防災行政無線について

防災行政無線が非常に聞き難く、防風雨時には内容が全く聞き取れない状況です。防災情報が聞こえるように改善していただくようお願いします。(中村)

②防災メールについて

防災メールの登録や、QRコードの読み取りが難しい高齢者がいます。防災メールについて、ラインアプリも含め高齢者にも優しい多様な配信サービスをお願いします。

(久保)

(2) 道路・河川の整備（拡幅等）について

①旗岡地区全体の生活歩道が経年劣化により、砕石がむき出しになっています。(暁の星幼稚園から旗岡公園、3丁目までの歩道、旗岡歩道橋手前など) 現地を確認いただき、計画的に補修していただきますようお願いします。(旗岡)

②末武中学校から旧花岡保育園までの平田川沿いの通学路は、舗装の傷みや川沿いのガードレールが低い位置に設置されているので危険です。路肩が崩れた部分もあり、通学路の安全確保のため改修工事が必要と考えますので、現場を確認いただき、検討していただきますようお願いします。

(花岡)

③本町・元町西が整備され数年経過しましたが、歩道の石畳・縁石の変形があり、高齢者の歩行に不安があります。現地を確認いただき、必要に応じ補修していただきますようお願いします。(西)

④市道大手線の未拡幅改良部分の早期整備について、長年要望していますが、いまだ地権者の協力が得られず、見通し

が立たない旨の回答をいただいています。児童の安全な通学路の確保と交通安全のために、地権者との交渉を鋭意進めていただき、都市計画街路計画に沿った早期実現をお願いします。(末武継続)

⑤末武川西岸(瑞穂町3丁目15付近)からみずほ内科クリニックまで東西に抜ける市道(生活路、制限速度30km/h)を明らかに超過速度(40~50km/h以上)で通行する車が散見され見ているだけで恐ろしく、実際に交差点での出会い頭事故やヒヤリ事例も多く発生しており、子どもを安心して通学(通行)させることができない状況です。

a. 十字路へのバンプの設置など強制的に徐行させる施策及び取り締まりの強化をしていただきたい。

b. 見通しの悪い箇所にカーブミラーを設置していただきたい。

c. 特に狭い、みずほ内科クリニック第二駐車場北側(DVDショップ21下松瑞穂店南側)付近に可能であれば離合場所を設けていただきたい。

以上対策していただきますようお願いいたします。(中村)

⑥中央線西端の県道347号線との信号待ちの渋滞車両で遮られて市道(上記市道とその東側の通学路のT字路:2箇所)から中央線側に出られない場合がよくあります。当該2箇所のT字路(西側:下り側2車線、東側:上下4車線とも)に停車禁止ゾーンを設けていただきますようお願いいたします。(中村)

⑦市道菅沢線は車の出入りの増加が見込まれ、水路もあり危険であるので、ガードレールの設置、併せて県道側の水漏れ対策をしていただきますようお願いいたします。(米川)

(3) 街路灯の設置について

①都市計画道路大海線に街路灯がなく、大海町東に真っ暗なエリアが存在しています。夜間に現場を確認いただき、検討していただきますようお願いいたします。(末武)

②旧花岡保育園の生野屋川側について、防犯対策ため防犯灯を設置していただきますようお願いいたします。(花岡)

以上

雑草対策・樹木の伐採について

旗岡地区	バイパス沿い法面の勾配が急で登れない場所から木が生え、街灯の明かりが見えなくなります。通学路、また住民の生活道路でもあるので対応をお願いします。
中央地区	<p>金輪公園を47年にわたり管理していますが、楠木が大木になり間隔も狭く、また年間2回の落葉の量も多く、清掃管理に困難をきたしています。よって不要と思われる3本の間伐をお願いします。</p> <p>駅前通りに25本の楠木がありますが、風雨のあとに落葉等が排水溝を塞ぎ、その都度清掃をするのが大変です。また葉虫が発生して処置に困っているため、早期の伐採と同時に他の植樹をお願いします。</p>
久保地区	河川の護岸ブロックや岸根（石積み）の隙間から、樹木が多数生えています。大雨や台風等で河川が増水した際、流水が樹木ごと飲み込み、樹木の根元を揺らすため、護岸ブロック、岸根が崩れかけています。河川付近にお住いの方々が、大変不安を抱えておられるため、樹木伐採を行政（県土木）に働きかけ、護岸ブロックの修復や樹木伐採等の早急の対応をお願いします。
中村地区	<p>岩徳線の法面、国道2号線（周南バイパス）を挟んで南北それぞれ約100mの区間は夏季におけるクズの伸長・繁茂がひどく、線路に近接する住居にまでツルが伸びています。毎年8月中旬までに定期的草刈作業を実施していただくよう、JR西日本への要請をお願いします。</p> <p>国道2号線（周南バイパス）法面、国道2号線（末武交差点～末武川の区間）は夏季におけるクズの伸長・繁茂がひどく、近接する住居付近にまでツルが伸びている所もあります。電灯用電線、街路樹照明灯などにもツルの巻き付きがあり、定期的な草刈、除去作業を所轄と思われる国土交通省に要請をお願いします。</p> <p>国道2号線（下り）から山手団地に入る右折車が中央分離帯の高くなりすぎた草により視界が遮られ、対向車が（中央分離帯側）見えにくい時期があって危険です。今年は近所の方が見るに見かねて中央分離帯に入り、鎌で草を刈られていましたが、交通量もあり大変危ない状態でした。そこで、草で視界が遮られる時期をなくすため、中央分離帯の一部分の防草舗装等をお願いします。</p>
笠戸島地区	県道笠戸島線の整備は今後も計画的に継続して行ってほしいですが、整備が完了しているエリアで旧道となっている箇所の維持管理が手薄になっており、雑草が生い茂ったままとなっていることと交通量が少ないことから、ごみの不法投棄場所となっています。これまで自治会でごみの回収や市支給の警告看板を数ヵ所設置してきましたが効果がありません。旧県道沿いの定期草刈り実施や、ごみの不法投棄が複数回発生している場所への恒久的な対策をお願いします。